

(別表2)「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針
 (平成21年3月30日規制改革推進本部決定)における「別表」に掲げられた規制改革事項に関する規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
1	犯罪収益移転防止のための本人確認業務の効率化	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)	本人確認業務を他の特定事業者に委託することにより、他の特定事業者が行った本人確認手続きを引き継ぎ新たな本人確認手続きとして援用できること、その際に留意すべき事項等について、犯罪による収益の移転防止に関する法律を所管する警察庁は、同法を共管する土業所管省庁等の関係機関に通知するとともに、通知を受けた省庁等は、資格者団体等に周知する。(法務イ)	平成20年度中	警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省
2	中間・期末配当に係る剰余金の配当をした場合の届出の廃止	銀行法(昭和56年法律第59号)第53条第1項第8号 銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)第35条第1項第27号	中間・期末配当に係る剰余金の配当をした場合の届出を廃止する。(金融イ37)	平成21年度中	金融庁
3	銀行等が発行する前払式証票の発行保証金供託義務の免除	前払式証票の規制等に関する法律(平成元年法律第92号)第13条	一定の要件を満たす銀行等が発行する前払式証票について発行保証金の供託義務を免除する。(金融イ38)	第171回国会 法案提出	金融庁
4	特定投資家と一般投資家の移行手続きの見直し	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第34条の3第7項	特定投資家(プロ)から一般投資家(アマ)への移行の効果(現行は1年)を、顧客の申出があるまで有効にする。また、アマからプロへの移行の効果は、引き続き1年とするが、それ以前でも申出によりアマに戻ることを可能にするるとともに、引き続きプロ扱いを選択する場合にも、1年の期限を待たずに更新を認めることを可能にする。(金融ウ36)	第171回国会 法案提出	金融庁

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
5	第三者による住民票の写しの交付の申出に係る事務手続の円滑化	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条の3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号)第10条、第11条及び第12条	全国的に事業展開を図る法人等が、契約に基づく債権の行使・債務の履行のために、住民票の写しの交付を申し出た場合の対応について、適正な事務手続の円滑化を目的とした標準的な事務処理フローを作成・提示し、速やかに市町村に周知を図る。(地域工)	平成20年中(措置済)	総務省
6	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)の「弁護士の助言措置」の適正な解釈・運用の周知徹底	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第6条第5号	ADR法第6条第5号の「弁護士の助言措置」の要件の理解に関し、申請者等の混乱も見受けられることから、法務省は、法務大臣の認証を取得してADR業務に多くの団体が参画できるよう、引き続き、認証制度の周知に努めるとともに、各士業団体、弁護士会を含む機関・団体等からの認証取得に向けた相談を受けた際には、ADR法第6条に定められた認証の基準等の正確な理解を得られるよう、適切なADR法の解釈を周知するとともに認証にかかわる手続き及び認証を受けたADR業務が適正に行われるようにする。(法務ア)	平成20年度中	法務省
7	上陸口頭審理手続において、行政書士が外国人を代理することの容認	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第10条 弁護士法(昭和24年法律第205号)第72条 行政書士法(昭和26年法律第4号)第1条の3	上陸口頭審理手続における代理を業とすることについては、弁護士法第72条によって規律されることとなるが、申請者において、異議の申出をする旨の意思を表明していないこと、上陸のための条件に適合していないことについて争わず、かつ、法務大臣の上陸の特別の許可を求めず、その情状も争わないことなどの事情により、紛争性がない事案については、「聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続」についての代理を行政書士の業務とすることを認めた行政書士法第1条の3第1項第1号の趣旨を没却することとならないよう、特に慎重な考慮が必要であるから、この趣旨を適切に関係者に周知する。(法務イa)	平成20年度中	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
8	上陸口頭審理手続及び違反口頭審理手続における行政書士の立会いの容認	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第10条、第48条	行政書士が、出入国管理及び難民認定法第10条第4項(第48条第5項で準用する場合を含む。)の「親族又は知人」に該当する場合には、親族又は知人として上陸口頭審理及び違反口頭審理における立会いを行うことは差し支えないことを関係者に周知する。(法務イ b)	平成20年度中	法務省
9	「社会保険制度に加入していること」の「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」への追記	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第20条、第21条 在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン(平成20年3月)	在留資格の変更、在留期間の更新許可について、運用の明確化と透明性の向上を図る観点から公表されているガイドラインへ社会保険に加入していることを追記する。(法務ウ a)	平成20年度中	法務省
10	危険物容器検査方法の見直し	船舶安全法(昭和8年法律第11号)第28条	危険物の容器検査について、一定条件を満たした受検者に対して負担の軽減を図るため、検査方法の見直し措置を講ずる。(運輸工)	平成20年度中	国土交通省